

## 第 124 回 電気用品調査委員会 議事要録

1. 開催日時 : 2025 年 11 月 25 日 (火) 13:30~16:45
2. 開催場所 : 日本電気協会 AB 会議室及びオンライン会議システム (Microsoft Teams)
3. 出席者 : (順不同、敬称略)

<委員長、副委員長、幹事、委員> (出席:○ 代理:△ 欠席:×)

- |                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| ○小野委員長 [東京大学]                  | ○岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]        |
| ×加用副委員長 [電気安全全国連絡委員会]          | ○松橋委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]      |
| ○矢座副委員長 [(一社)日本電機工業会]          | ○峯 委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]      |
| ○矢島副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]        | ○鶴岡委員 [(一社)日本電気制御技術工業会]      |
| ×平岩幹事 [(一財)日本品質保証機構]           | ○田中委員 [(一社)イターラ工業会]          |
| ×井部幹事 [(一社)電子情報技術産業協会]         | ×吉田委員 [日本暖房機器工業会]            |
| ○阿部幹事 [(一社)日本配線システム工業会]        | ○山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]        |
| ○綾戸幹事 [熔接鋼管協会]                 | ○山本委員 [日本プラスチック工業連盟]         |
| ○飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]            | ○西脇委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]       |
| ○林崎委員 [東京科学大学]                 | ○和中委員 [(一社)日本厨房工業会]          |
| ×北村委員 [(独)産業技術総合研究所]           | ○岩崎委員 [(株)UL Japan]          |
| ○伊藤委員 [(一財)日本消費者協会]            | ○飯田委員 [チュフ ラインランド ジャパン(株)]   |
| ○加藤委員 [(一財)電気安全環境研究所]          | ×清水委員 [(一社)電池工業会]            |
| ○佐藤委員 [電気保安協会全国連絡会]            | ○平田委員 [(一社)電線総合技術センター]       |
| ○香月委員 [(一社)送配電網協議会]            | ○本吉委員 [(一社)電気学会]             |
| ○郡司委員 [(一社)日本電線工業会]            | ○中山委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター] |
| ○石崎委員 [日本電熱機工業協同組合]            | ○小田委員 [(一財)VCCI 協会]          |
| ×松岡委員 [塩化ビニル管・継手協会]            | ○瀧澤委員 [チュフズード ジャパン(株)]       |
| ○鹿倉委員 [(一社)日本照明工業会]            | ○桑原委員 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]     |
| ○西脇委員 [(一社)日本自動販売システム機械工業会]    | △正田委員 [(一財)日本ガス機器検査協会]       |
| ×堀 委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]        | △市川委員 [(一社)日本溶接協会]           |
| ○土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]         | ○濱口委員 [(株)コスモス・コーポレーション]     |
| ×小竹委員 [(一社)日本アミューズメント産業協会]     | ○寺田委員 [(一社)日本レストラン工業会]       |
| ○潮木委員 [(一社)ビジネスマシン・情報システム産業協会] | ○橘 委員 [(一社)日本電気協会]           |
| △太田委員 [(一社)日本電設工業協会]           |                              |

<代理出席>

- 太田委員 → 内藤 [(一社)日本電設工業協会]  
正田委員 → 鍋嶋 [(一財)日本ガス機器検査協会]  
市川委員 → 山根 [(一社)日本溶接協会]

<委任状提出>

- 加用副委員長 [電気安全全国連絡委員会]  
小竹委員 [日本アミューズメント産業協会]  
吉田委員 [日本暖房機器工業会]  
山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]

<参加> (出席:○ 代理:△ 欠席:×)

- 森本 [経済産業省 製品安全課]
- 佐々木 [経済産業省 製品安全課]
- 江藤 [経済産業省 製品安全課]
- 橋本 [経済産業省 製品安全課]
- 松井 [経済産業省 国際電気標準課]
- 住谷 [(一財)電気安全環境研究所]
- △伊勢村 (代理:金野・橋爪) [東京消防庁 予防部]
- 成田 [(一財)電気安全環境研究所]
- 徳永 [(独)製品評価技術基盤機構]
- 北島 [(独)製品評価技術基盤機構]
- 平井 [認証制度共同事務局]
- 山根 [(一社)日本溶接協会]
- 桑原 [(一財)日本規格協会]

<審議案件関係者>

- 赤根 [(一財)日本規格協会]
- 上参郷、白井 [(一財)電気安全環境研究所]
- 水野 [(一社)日本電線工業会]

<小委員会事務局> (出席:○ 代理:△ 欠席:×)

- 郡司 [(一社)日本電線工業会]
- 鈴木 [(一社)日本照明工業会]
- 馬場 [(一社)日本照明工業会]
- 谷部 [(一社)日本電機工業会]
- 鳥居 [(一社)日本配線システム工業会]
- 山口 [(一社)日本配線システム工業会]
- 齋藤 [(一社)日本電気設備学会]
- 北川 [(一社)日本電気制御技術工業会]
- ×古市 [(一社)ビジネスマシン・情報システム産業協会]
- ×小綿 [(一財)日本規格協会]
- 吉田 [(一財)日本規格協会]
- ×澤野 [(一社)光産業技術振興協会]
- 中條 [(一社)電気学会]
- 菅野 [(一社)電子情報技術産業協会]
- 井上、澤上 [(一社)日本電機工業会]
- 千葉 [(一財)日本規格協会]
- 原田 [(一社)電池工業会]

<事務局>

- 原山、小林、廣瀬、永野、西島 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

- 資料No.1 日本電気協会 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料No.2-1 電気用品調査委員会委員名簿 (2025年11月)
- 資料No.3 第123回電気用品調査委員会議事要録 (案)
- 資料No.4-1 解釈別表第1から第8を第12へ技術基準体系を一本化する検討について (案)
- 資料No.4-2 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 (案)
- 資料No.4-3 「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」への記載について (案)
- 資料No.5 別表第十二への採用を検討するJIS一覧 (2025年11月)
- 資料No.6-1 JIS C 9335-2-16 (2025) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性  
- 第2-16部: 食品くずディスポーザの個別要求事項  
(参考資料) 対象電気用品図(ディスポーザ)
- 資料No.6-2 JIS C 9335-2-55 (2025) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性  
- 第2-55部: 水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項

	(参考資料) 対象電気用品図(観賞魚用ヒータ、観賞魚用電気泡発生器)
資料No.6-3	JIS C 9335-2-59 (2025) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
－第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項	
	(参考資料) 対象電気用品図(電撃殺虫器)
資料No.7a	JIS C 3010 (202x) 電線及び電気温床線の安全に関する要求事項
資料No.7b	JIS C 3010 (202x) JIS 原案
資料No.7c	JIS C 3010 (202x) 補足資料_電線の種類
資料No.8-1	電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表（特定外）
資料No.8-2	電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表（特定外）
資料No.9	特別検討部会（IoT 関連）の活動について（報告）
資料No.10-1	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について（案）
資料No.10-2	J1000(202x)_通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項（案）
資料No.11-1	AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法（案）
資料No.11-2	付録 AV 機器の検討（案）
資料No.12-1	第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書
資料No.12-2	第 34 小委員会審議結果報告書
資料No.12-3	第 59/61/116、72 小委員会審議結果報告書
資料No.12-4	第 23-1 小委員会審議結果報告書
資料No.12-5	第 23-2 小委員会審議結果報告書
資料No.12-6	第 23-3 小委員会審議結果報告書
資料No.12-7	第 108 小委員会審議結果報告書
資料No.12-8	第 1、3、25 小委員会審議結果報告書
資料No.12-9	第 76 小委員会審議結果報告書
資料No.12-10	第 2、15、22、77、85、112 小委員会審議結果報告書
資料No.12-11	第 37-2、51 小委員会審議結果報告書
資料No.12-12	第 31、第 32-2、第 32-3、第 96、121・23E 小委員会審議結果報告書
資料No.12-13	第 89、104 小委員会審議結果報告書
資料No.12-14	第 21 小委員会審議結果報告書

## 5. 議事概要

<開会>

### ○ 事務局連絡

- ・定足数の確認（開催後集計による数値）

委員総数 48 名の内、委員長を除く有効出席者数 43 名

内訳：出席委員 39 名（代理出席を含む）、委任状 4 名（委員長へ委任）

電気用品調査委員会規約第 4 条より、委員総数の 2/3（33 名）以上の定足数を満たしており、本委員会は成立する旨の報告があった。

- ・Web 会議における参加・発言方法に関する留意事項の説明

- ・議事次第に基づき、配付資料の確認
- ・(一社)日本電気協会制定の競争法コンプライアンス規程の遵守について、本委員会では「競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を確認した。(資料No.1)

## ○ 委員長挨拶

第124回電気用品調査委員会の開会にあたり、小野委員長より挨拶があった。

### <報告・審議事項>

#### (1) 委員交代等報告

事務局より、資料No.2の委員名簿に基づき、委員及び参加者の交代について報告があった。委員の交代は下表のとおり。

(敬称略・順不同)

役名	所属団体	旧	新
委員	合成樹脂製可とう電線管工業会	堀 哲也	西脇 寿幸
委員	(一社)日本電気協会	奥村 智之	橘 幹広
参加	(一財)日本規格協会	—	桑原 克佳

#### (2) 前回議事要録(案)の確認 (資料No.3)

事務局より、資料No.3「第123回電気用品調査委員会議事要録(案)」に基づき説明があり、下記の修正事項を対応したうえで議事要録として承認された。

### <修正事項>

(誤) 解釈別表第十二 12 → (正) 解釈別表第十二

P. 6 2箇所、P. 7 1箇所の計3箇所を修正

#### (3) 解釈等検討部会の活動について (資料No.5)

##### 解釈別表第1から第8を第12へ技術基準体系を一本化する検討について(案) (資料No.4-1~2)

解釈等検討部会の住谷部会長より、資料No.4-1「解釈別表第1から第8を第12へ技術基準体系を一本化する検討について(案) 別紙 別12 基準対応表抜粋(別2、別3)」、資料No.4-2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正(案)」に基づき、作成した解釈別表第二、三、五の改正案について説明があった。その改正案に対応して、資料No.4-3『「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」への記載について(案)』に基づき、電気用品調査委員会のホームページに掲載されている対応表について、通則の基準番号ならびに備考を追加する案について説明があった。

本改正案について国へ要望を提出することが異議なく承認された。また、対応表への追記についても異議なく承認された。

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

Q: 通則と個別規格がある場合でもない場合でも、資料4-1 P.4のような改正案になるのか。

A: 一般的な製品は、技術基準解釈がある方が望ましい。

製品として生産数が少ない・ほぼ造られていないものに対して提案していこうと考えている。その区別は難しいが、JIS原案作成団体が日本国内に存在しないという点も考慮したい。

Q: 製造されている製品の場合はその該当する基準を適用するとあるが、少し曖昧な書き方にも見える。

A: 別紙1のように、基準番号の欄が「一」となっている場合は該当する基準がないことになるため、後程資料No.4-3で提案するように通則の基準番号と備考を追記したい。

(4) 整合規格検討部会

①解釈別表第十二への採用を要望するJIS (JIS発行後) の審議 (資料No.5、6-1~3)

住谷部会長より、資料No.5「別表第十二への採用を検討するJIS一覧(2025年11月)」に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の整合規格として、解釈別表第十二に採用を要望する規格案全体の説明があった。

続いて、資料No.6-1~6-3の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、JIS発行後の採用案件について、説明担当者から説明があった。

下記1)~3)について、解釈別表第十二への採用を国へ要望することが異議なく承認された。

<要望規格>

- 1) JIS C 9335-2-16 (2025) (資料No.6-1)
- 2) JIS C 9335-2-55 (2025) (資料No.6-2)
- 3) JIS C 9335-2-59 (2025) (資料No.6-3)

<担当>

- 電気安全環境研究所  
電気安全環境研究所  
電気安全環境研究所

<主な質疑応答> (Q: 質問 A: 回答 C: コメント)

○JIS C 9335-2-16 (2025) (資料No.6-1)

Q: ディスポーザの清掃をする際に氷を入れると良いと聞いたことがある。また、その氷を作る際に酢を入れて酸性にするとより効率的になると聞いたが、本当なのか教えていただきたい。

A: 氷が酸性だとアルカリの汚れは落としやすいかとは思うが、製品開発に携わったわけではなく断言はできない。

Q: 酸性の氷を使用するとパイプや管の劣化を招くのではないかと思い質問した。このJISの審議の際、質問した内容については問題ではないと判断されたということか。

A: 最終的にはメーカーの仕様書に従うということになる。氷に少量の酢を加える程度で直ちに破損につながることは基本的に考えにくいが、損傷への影響もあり得るとは思うので、やはりメーカーの指示に従っていただくのがよいと考える。

○JIS C 9335-2-55 (2025) (資料No.6-2)

Q: 観賞魚用ヒーターはリコール品が出ており、業界の方で自主回収が行われているようである。

ヒーターについては、横向きに設置するもの、縦向きに設置するもの、あるいはどちらの向きに設置しても問題ないというパターンがあるかと思うが、ヒーターを置く姿勢については検討が行われたか。

A：縦置き・横置きについての議論はしていない。異常試験については、例えば縦用のものは縦向きではあるが、水に漬けない状態で、いわゆる空焚き試験を行う。ヒーターの姿勢についてよりも、空焚きという更に厳しい条件で異常試験を行っているため、安全性は確保されているものと考える。

○JIS C 9335-2-59 (2025) (資料No.6-3)

Q：テントを使用した際に、殺虫剤を噴霧してから電撃殺虫器を使ったところ、引火した事故があったと聞いている。事故があった際の電撃殺虫器はラケット型だったと記憶しているが、審議対象の電撃殺虫器が予期せぬ事故を生むような事態については議論したか。

A：基本的に電撃殺虫器は屋外での使用が前提であり、懸念されているような殺虫剤が充満した中での使用については想定されていない。製品の構造として電気で虫を攻撃するので、可燃性のガスが充満する中で使用すれば爆発等の危険が生じてしまう。それについては製品側で対策しても完全に防ぐことはできないので、やはりガスが充満するような環境では使用してはならない製品ということになる。

Q：消費者に対して、殺虫剤等のガスが充満しているような環境で電撃殺虫器を使用してはならない、というような注意喚起はなされているのか。

A：規格の中で、取扱説明書に「機器は、可燃性蒸気又は爆発性じんあいが存在するような場所で用いない」という表示をするよう規定されている。

C：当該規格の製品の施設にあたっては、特殊場所には施設しないことが国の規定で定められている。（電気設備の技術基準の解釈第193条（特殊機器の施設））

C：製造業者の取扱説明書を見ると「可燃性ガスを含む殺虫剤スプレーなどを使用しないでください。電気火花で可燃性ガスに引火して爆発・火災等の重大事故の原因となります。」と明記されている。

## ②別表第十二への採用を検討する JIS（小委員会承認後）の確認（資料No.7a～c）

解釈別表第十二への採用を検討する JIS の規格案（小委員会承認後）について、資料No.7a の規格の概要及び技術基準との整合確認書に基づき、説明担当者から説明があり、内容の確認を行い、JIS 化を進めることができた。

### ＜確認規格＞

- JIS C 3010 (20xx) (資料No.7a～c) ..... 日本電線工業会

### ＜担当＞

### ＜主な質疑応答＞

なし

③「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」及び「電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表」への記載について（資料No.8-1、8-2）

住谷部会長より、資料No.8-1「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表（特定外）」ならびに資料No.8-2「電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表（特定外）」に基づき、現在電気用品調査委員会ホームページで公開されている対応表に下記内容の追記をすることが報告された。

◇電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表

- No.148 電気冷水機

現行は基準番号 J60335-2-75(2024)の業務用のみの記載であるが、今回 J60335-2-24(2024)を追加し、家庭用と業務用を区別できるようにする。

- No.341 リチウムイオン蓄電池

既に基準番号 J62368-1(2023)が記載されているが、こちらの基準が全てのリチウムイオン蓄電池に適用されるわけではなく、モバイルバッテリーにのみ適用される、雑音の強さはJ55032 を適用するということを明確化するため、その旨を備考に追記する。モバイルバッテリーは製品に分類されるため、リチウムイオン蓄電池を部品として使用する場合は、従来どおり J62133-2 を適用し、雑音の強さについては非該当となる旨も併せて追記する。

上記内容については、「電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表」のリチウムイオン蓄電池の欄にも同様の備考を追記する。

## (5) 特別検討部会(IoT 関連)

### ①特別検討部会の活動について(報告)（資料No.9）

成田部会長より、資料No.9「特別検討部会の活動について(報告)」に基づき、特別検討部会(IoT 関連)の活動内容について報告があった。

#### ＜特別検討部会(IoT 関連)が担当する各課題の進捗状況＞

- ① J1000 改正案については、本日改正案を上程し審議。
- ② 別四の報告書・改訂作業については担当団体においてWGでの審議を重ねており、2026年1月に最終案を審議し、2026年3月の電気用品調査委員会に上程予定。
- ③ 別八の報告書・改訂作業については、J1000 及び別四の進捗状況を見ながら 2026年1月に改訂の方向性を検討。
- ④ AV 機器の試験法改訂検討については、本日改訂案を上程し審議。

### ②J1000(H14) 遠隔操作機構を有するものに対する要求事項 改正要望について(案)（資料No.10-1～2）

成田部会長より、資料No.10-1「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について(案)」ならびに資料No.10-2「J1000(202x)\_通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項(案)」に基づき J1000 の改正案について説明があった。本案については、下記の修正事項を反映したうえで、解釈別表第十二への採用を国へ要望することが異議なく承認された。

## <修正事項>

- ・資料No.10-1, 10-2 … J1000 改正案において句点が抜けている箇所に句点を追加する。

資料No.10-1 : 5 篇所 資料No.10-2 : 6 篇所

## <主な質疑応答> (Q:質問 A:回答 C:コメント)

Q: リモコンの誤動作により過去に※重大な事故があり、リコールもされていたと記憶している。

先程の説明では誤動作試験に関する要求事項を削除して他で担保するということであったが、過去のような事故に繋がるのではないかと懸念している。

※: 過去にリモコン付き電気ストーブのヒーターが勝手に点灯 (ON) するという事例が発生。

NITE が試売テストを実施したところ、家電製品のリモコン操作やノイズにより電気ストーブのヒーターが点灯 (ON) する等の誤動作が確認され、注意喚起が行われた。詳細は下記 URL 参照。

<NITE 事故情報特記ニュースNo.72 2006年11月15日発表>

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/specialnews/news72.html>

A: 電力線搬送波の試験については内容的に古いことがあるが、報告書では遠隔操作のイミュニティ試験について規定している。そこへ高速 PLC 含めた PLC 評価のためのイミュニティ試験を追加しなければならないが、来期以降報告書の方で展開したいと考えている。

C: 資料No.10-1 P.8(配線器具), 9(その他の機器)にそれぞれ「5.2)外乱に対する誤動作防止」と書かれているが、ここにイミュニティ試験の要求事項が含まれている。現行の誤動作試験に関する規定と全く同じではないが、同じエッセンスを持った誤動作試験に対する要求事項が含まれており、5.2)を適用するかしないかを判断する。そのうえで、必要であれば試験をする・試験が必要でない性能を有していれば改めて試験はしない、等の判断をする。誤動作に対する要求として、現行と同レベルの要求が含まれていると考えて問題ないと思う。

Q: 「5.2)外乱に対する誤動作防止」とあるが、具体的にどのようなことを想定されているのか。

A: 資料No.10-1 P.6 の現行欄に引用規格が書かれているが、この中で IEC 61000-4-2, 4-4, 4-11 がイミュニティ試験に関する規格になるが、年号のとおりかなり古い規格である。当時はイミュニティ試験に関する基準はこの IEC 規格しかなかったが、その後新しい規格が制定されているので、そちらも含めることにより、現行より要求事項としては増えることになる。

Q: この規格を使われる方・対象となる方は誰になるのか。外乱というのは雷や静電気等の自然環境によるものなのか。

A: 静電気と雷は自然現象が原因になった電磁的妨害が製品に与える影響を確認する。IEC 61000-4-4 電気的ファーストランジェント／バースト、こちらは電気製品のオンオフの際に大きなノイズが出るので、その影響を確認する。IEC 61000-4-11 電圧ディップ、瞬断については、電力系統において継電器のオンオフ等で電圧が瞬間にゼロになる・少し下がる等の現象が起こるので、そういう現象を模擬している試験になっている。他に追加された試験としては、今の世の中では放送や通信において強いレベルで無線が飛んでいるので、その無線の電波を模擬したものを照射して誤動作するかどうかを確認する試験も含まれている。

Q: ご懸念の点は、恐らく現行の「5 誤動作試験」を項目ごと削除してしまって問題ないかとい

う点だと思うが、文章の量としては減ったが参照する規格は存在するので、現行と同レベルの要求が担保されているという認識で問題ないか。

A：現行の規定は古くなつており刷新する必要があるが、こちらは解釈の改正案であり解説ではない。解釈として、別表第四や別表第八と J1000 を合わせるイメージであり、細かい試験方法は解説に記載することになる。先程別表第四の報告書の改正について説明があったが、それと並行して J1000 も同じような解説を作成していくということであり、改正の方向性としては解釈別表第四・第八と同じである。

Q：現行のものが例外的に細かく規定されていたということか。

A：性能規定される以前の解釈は細かく規定されていた。遠隔操作については、性能規定化されたのと同じタイミングで解釈が改正されており、その際に細かい内容については解説の報告書を電気用品調査委員会にて作成した。今後は J1000 も細かい内容については JIS や報告書でフォローするということである。

C：今の改正案において、文章の箇条書きのところで句点がある部分とない部分があり、そちらは統一してほしい。

C：事務局でも確認しているので対応する。

### ③AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法 改訂について（資料No.11-1～2）

成田部会長より、資料No.11-1 「AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法(案)」ならびに資料No.11-2 「付録 AV 機器の検討(案)」に基づき、AV 機器の遠隔操作機構に関する試験方法の改訂案について説明があり、案について異議なく承認された。

#### <主な質疑応答>

なし

### (6) 各小委員会の活動報告（資料No.12-1～12-14）

各小委員会事務局より、資料No.12-1～12-14 の各小委員会の活動報告書に基づき、国内及び IEC 関連のトピックス、IEC 規格原案に対する回答状況、今後の活動予定等についての報告があった。

#### <報告内容>

- 1) 第 7、20、55 小委員会
- 2) 第 34 小委員会
- 3) 第 59/61/116、72 小委員会
- 4) 第 23-1 小委員会
- 5) 第 23-2 小委員会
- 6) 第 23-3 小委員会
- 7) 第 108 小委員会
- 8) 第 1、3、25 小委員会
- 9) 第 76 小委員会

#### <担当>

- |                   |
|-------------------|
| 日本電線工業会           |
| 日本照明工業会           |
| 日本電機工業会 家電部       |
| 日本配線システム工業会       |
| 電気設備学会            |
| 日本電気制御技術工業会       |
| ビジネス機械・情報システム産業協会 |
| 日本規格協会            |
| 光産業技術振興協会         |

10) 第 2、15、22、77、85、112 小委員会	電気学会
11) 第 37-2、51 小委員会	電子情報技術産業協会
12) 第 31、32-2、32-3、96、121・23E 小委員会	日本電機工業会 技術戦略推進部
13) 第 89、104 小委員会	日本規格協会
14) 第 21 小委員会	電池工業会

### <修正事項>

- ・資料No.12-5… 2. トピックスにおいて、JIS C 8473 「ライティングダクトー電源用ダクトの安全性要求事項」を改正中の旨追記する。
- ・資料No.12-8… 今後の予定 SC 3D/AG1, WG2 の開催日を修正  
(誤) 2027-02-11/13 → (正) 2026-02-11/13

## (7) その他 連絡事項等

### ① 経済産業省製品安全課コメント

経済産業省製品安全課 佐々木課長補佐より、次のコメントがあった。

今回も活発にご議論いただきお礼申し上げる。

別表第十二への一本化に向けて、別表第二、第三、第五の改正要望をいただくということが本日の電気用品調査委員会で決定したと認識している。残すところは別表第六、第八、第十一の 3 つということになり、そちらについても議論を進めていただいている。昨年度取りまとめたアクションシートに従い議論を進めていただき、重ねてお礼申し上げる。

アクションシートのアクション 11 に記載があるとおり、一本化の完了については 2028 年度を予定している。最後に整備されるものは別表第八になると推測しているが、別表第八は対象となる電気用品が非常に多いこともあり、影響が大きいものと認識している。関係する工業会ならびに登録検査機関は、早い段階から準備を進めていただきたいと考えている。

本日審議いただいた JIS の 3 規格については、本日より概ね 3 か月後に整合規格検討 WG を開催し、その後のパブリックコメントを経て、6 か月後を目途に解釈改正を予定している。また、別表第二、第三、第五の一本化についても同時期の解釈改正を予定している。

引き続き、電気用品安全法の整備にご協力をいただきたい。

### ② その他

#### 次回開催予定

事務局より以下の連絡があった。

- ・議事要録確認について

現在、電気用品調査委員会の議事録については、審議事項としているが、現状年間 3 回の開催ペースでは会議と会議の間に 4 か月の間隔が空いてしまうということもあり、今後は確認方法を変更したい。会議終了後、2 週間以内を目途に議事要録案を作成し、まずは発言者に内容をご確

認いただく。そこで誤字脱字等を修正し、次に委員名簿に掲載されている全員に配信しご確認いただく。その後、指摘等がなければ、小野委員長に連絡し、議事要録案について最終承認された、という流れになる。

次の会議では、議事要録は既に承認されているため、配布するが参考資料となり審議は行わない。

このように議事要録を迅速に完成させたいと考えている。

議事要録の確認方法の変更にご協力いただきたい。

・次回開催予定

第 125 回 電気用品調査委員会は、次の日時で開催する予定。

日時：2026 年 3 月 23 日（火）13:30 から

※1か月前頃を目途に正式な開催案内をメール配信する。

以上により第 124 回電気用品調査委員会の議事を終了し、散会した。

以上